



山形県公報

平成24年6月12日(火)
第2350号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 県議会定例会の招集……………(財政課)…729
- 山形県統計調査条例の規定に基づく県基幹統計調査の指定……………(統計企画課)…730
- 山形県統計調査条例の規定に基づく県基幹統計調査の実施……………(同)…同
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(健康福祉企画課)…同
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同)…731
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………(同)…同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(置賜総合支庁福祉課)…同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同)…同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課)…732
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同)…同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同)…同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同)…同
- 道路の位置の指定の廃止……………(置賜総合支庁建築課)…733

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会6月定例会の招集……………同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 直接請求に必要な有権者の数……………同

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(管財課)…734
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(村山総合支庁地域振興課)…735
- 一般競争入札の公告……………(河北病院)…同

## 告 示

### 山形県告示第593号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、山形県議会定例会を平成24年6月19日山形市に招集する。

平成24年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県告示第594号**

山形県統計調査条例（平成21年3月県条例第28号）第2条第3項の規定により、県基幹統計調査を次のとおり指定した。

平成24年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称       | 調 査 の 目 的                                    |
|-----------|----------------------------------------------|
| 山形県商品流通調査 | 産業連関表に係る基礎資料として、地域間における商品の流通状況を把握することを目的とする。 |

**山形県告示第595号**

山形県統計調査条例（平成21年3月県条例第28号）に基づく県基幹統計調査を次のとおり実施する。

平成24年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査の名称  
平成23年山形県商品流通調査
- 2 調査の目的  
平成23年の産業連関表に係る基礎資料として、地域間における商品の流通状況を把握することを目的とする。
- 3 調査対象の範囲  
県内の製造業に係る事業所（同時期に経済産業省が実施する商品流通調査の対象となる事業所を除く。）のうち知事が指定するもの
- 4 調査事項  
製造品の自工場生産額、自工場消費額、輸出向け出荷額、国内向け出荷額並びに国内向け出荷額の消費地別構成比及び業種別構成比
- 5 調査の対象となる期間  
平成23年1月1日から同年12月31日まで
- 6 調査の方法  
調査票を知事が指定した事業所に郵送し、自計申告された調査票を回収する。
- 7 報告を求める期間  
平成24年7月2日から同年8月31日まで
- 8 報告義務に関する事項  
知事に指定された事業所は、山形県統計調査条例第4条の規定によりこの調査を拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

**山形県告示第596号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成24年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日  |
|-------------------|---------------------|------------|
| 山形市歯科医師会休日救急歯科診療所 | 山形市香澄町二丁目9番39号      | 平成23. 9. 1 |
| 青 野 歯 科 医 院       | 上山市石崎一丁目2番44号       | 平成24. 4. 1 |
| う さ ぎ 森 薬 局       | 南陽市島貫599番地7         | 同 5. 1     |

**山形県告示第597号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成24年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称         | 指定医療機関の所在地      | 廃止年月日       |
|-------------------|-----------------|-------------|
| 山形市歯科医師会休日救急歯科診療所 | 山形市緑町一丁目1番21号   | 平成23. 8. 31 |
| 青野歯科医院            | 上山市石崎一丁目2番44号   | 平成24. 3. 31 |
| 有限会社大久保薬局河北店      | 西村山郡河北町谷地字田中4番1 | 同           |
| あけぼの薬局赤湯店         | 南陽市島貫599番地7     | 同 4. 30     |

**山形県告示第598号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成24年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定施術機関の名称 | 開設者  | 指定施術機関の所在地      | 指定年月日       |
|-----------|------|-----------------|-------------|
| 太田町接骨院    | 松田徳弘 | 米沢市太田町四丁目1番134号 | 平成24. 4. 24 |

**山形県告示第599号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成24年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                        | サービスの種類  | 廃止年月日       |
|--------------------|------------------------------------|----------|-------------|
| 飯 豊 町              | 飯豊町介護老人保健施設「美の里」<br>西置賜郡飯豊町椿3654番1 | 短期入所療養介護 | 平成24. 5. 30 |

**山形県告示第600号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成24年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                        | サービスの種類             | 廃止年月日       |
|----------------------|------------------------------------|---------------------|-------------|
| 飯 豊 町                | 飯豊町介護老人保健施設「美の里」<br>西置賜郡飯豊町椿3654番1 | 介護予防短期入所<br>療 養 介 護 | 平成24. 5. 30 |

**山形県告示第601号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                             | サービスの種類 | 指定年月日       |
|--------------------|-----------------------------------------|---------|-------------|
| 株式会社 ニチイ学館         | ニチイケアセンターこあら 訪問看護ステーション<br>酒田市こあら二丁目5-2 | 訪 問 看 護 | 平成24. 4. 17 |

**山形県告示第602号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                             | サービスの種類  | 指定年月日       |
|----------------------|-----------------------------------------|----------|-------------|
| 株式会社 ニチイ学館           | ニチイケアセンターこあら 訪問看護ステーション<br>酒田市こあら二丁目5-2 | 介護予防訪問看護 | 平成24. 4. 17 |

**山形県告示第603号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成24年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地              | サービスの種類  | 廃止年月日       |
|----------------------|--------------------------|----------|-------------|
| 株式会社ふとんの池田           | 株式会社ふとんの池田<br>酒田市一番町3-32 | 福祉用具貸与   | 平成24. 3. 30 |
| 株式会社ふとんの池田           | 株式会社ふとんの池田<br>酒田市一番町3-32 | 特定福祉用具販売 | 同           |

**山形県告示第604号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成24年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地              | サービスの種類      | 廃止年月日       |
|----------------------|--------------------------|--------------|-------------|
| 株式会社ふとんの池田           | 株式会社ふとんの池田<br>酒田市一番町3-32 | 介護予防福祉用具貸与   | 平成24. 3. 30 |
| 株式会社ふとんの池田           | 株式会社ふとんの池田<br>酒田市一番町3-32 | 特定介護予防福祉用具販売 | 同           |

### 山形県告示第605号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり廃止した。  
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び南陽市役所において縦覧に供する。

平成24年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 廃止に係る指定の番号 私有道置総建第283号
- 2 廃止に係る指定の場所 南陽市若狭郷屋字駅西889番7
- 3 廃止年月日 平成24年6月1日

## 教育委員会関係

### 告 示

### 山形県教育委員会告示第9号

山形県教育委員会6月定例会を次のとおり招集した。

平成24年6月12日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

- 1 招集の日時 平成24年6月14日（木） 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
  - (1) 平成25年度山形県立米沢工業高等学校専攻科の入学者募集について
  - (2) やまがた教育の日を定める要綱の制定について
  - (3) 山形県立博物館協議会委員の解任及び任命について
  - (4) 山形県文化財保護審議会委員の任命について
  - (5) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

### 山形県選挙管理委員会告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算した数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成24年6月12日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 19,183人

選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算した数 226,523人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

| 選挙区名        | 3分の1の数  | 選挙区名          | 3分の1の数  | 選挙区名 | 3分の1の数  |
|-------------|---------|---------------|---------|------|---------|
| 山形市         | 68,296人 | 村山市           | 7,514人  | 西村山郡 | 12,183人 |
| 米沢市         | 23,681人 | 長井市           | 8,007人  | 最上郡  | 12,732人 |
| 鶴岡市         | 37,515人 | 天童市           | 16,841人 | 東置賜郡 | 11,723人 |
| 酒田市・<br>飽海郡 | 35,206人 | 東根市           | 12,665人 | 西置賜郡 | 8,980人  |
| 新庄市         | 10,424人 | 尾花沢市・<br>北村山郡 | 7,588人  | 東田川郡 | 8,492人  |
| 寒河江市        | 11,610人 | 南陽市           | 9,271人  |      |         |
| 上山市         | 9,433人  | 東村山郡          | 7,558人  |      |         |

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有地の売買について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成24年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件及び予定価格

| 場 所                                             | 日 時                      | 入札に付する物件                                                | 予定価格       |
|-------------------------------------------------|--------------------------|---------------------------------------------------------|------------|
| 村山市榑岡笛田四丁目5番1号                                  | 平成24年7月17日（火）<br>午後1時30分 | 尾花沢市大字押切字押切221番2<br>宅地 323.22平方メートル                     | 937,000円   |
| 村山総合支庁北庁舎<br>2階204会議室                           | 平成24年7月17日（火）<br>午後3時    | 村山市榑岡鶴ヶ町一丁目1991番8<br>宅地 819.14平方メートル                    | 9,660,000円 |
| 東田川郡三川町大字横山<br>字袖東19番1<br>庄内総合支庁本庁舎<br>1階12号会議室 | 平成24年7月19日（木）<br>午後1時30分 | 鶴岡市湯田川字中田6番11<br>宅地（実測）196.05平方メートル<br>（公簿）198.42平方メートル | 2,340,000円 |

### 2 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後3年を経過しない者でないこと。
- (3) 自己又は自社の役員等（法人の役員又は役員以外の者で支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が次のいずれにも該当しないこと。
  - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - ロ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用している者

ハ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

ニ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。

3 契約条項を示す場所

総務部管財課

4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上の額

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額

5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

6 その他

(1) 説明会の場所及び日時

| 入札に付する物件                                                | 場 所                                     | 日 時                       |
|---------------------------------------------------------|-----------------------------------------|---------------------------|
| 尾花沢市大字押切字押切221番2<br>宅地 323.22平方メートル                     | 村山市楯岡笛田四丁目5番1号<br>村山総合支庁北庁舎2階204会議室     | 平成24年6月26日(火)<br>午前10時30分 |
| 村山市楯岡鶴ヶ町一丁目1991番8<br>宅地 819.14平方メートル                    |                                         |                           |
| 鶴岡市湯田川字中田6番11<br>宅地(実測)196.05平方メートル<br>(公簿)198.42平方メートル | 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1<br>庄内総合支庁本庁舎1階12号会議室 | 平成24年6月28日(木)<br>午後1時30分  |

(2) 郵便による入札は、認めない。

(3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、総務部管財課（電話023(630)2066）に問い合わせること。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成24年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請のあった年月日

平成24年6月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名 称

NPO法人 らっふる

(2) 代表者の氏名

草苺 幸弘

(3) 主たる事務所の所在地

寒河江市内の袋一丁目6番4号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害を持っている人々に対して、施設訓練サービスに関する事業及び居宅生活サービスに関する事業を行い、全ての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、X線CT装置の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年6月12日

山形県立河北病院長 菊 地 惇

## 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 山形県立河北病院 小会議室  
(2) 日時 平成24年7月23日（月） 午前11時

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 X線CT装置 一式  
(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。  
(3) 納入期限 平成24年10月15日（月）  
(4) 納入場所 西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 山形県立河北病院  
(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。  
(2) 平成24年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成24年2月10日付け山形県公報第2316号）により公示された資格を有すること。  
(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。  
(4) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できることを証明できること。  
(6) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けていること。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 山形県立河北病院医事経営課施設用度係 電話番号 0237(73)3131

## 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。  
(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県病院事業局財務規程（以下「規程」という。）第121条の規定により準用する山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規程第121条の規定により準用する規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 落札者の決定の方法

規程第121条の規定により準用する規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

## 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 その他



- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書、2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び3の(5)に係る事項を証する書類を平成24年7月10日（火）午後3時までに4の契約に関する事務を担当する部局に提出すること。
- (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合していないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、山形県立河北病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Computed tomography Quantity: 1
- (2) Time-limit for tender: 11:00A.M July 23, 2012
- (3) Contact point for the notice: Medical Management Division, Kahoku Prefectural Hospital, 111 Gassando, yachi, Kahoku-cho, Nishimurayama-gun, Yamagata-ken 999-3511 Japan TEL 0237-73-3131

平成24年 6月12日印刷  
平成24年 6月12日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056